

■令和7年度上半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	都市整備部	交通政策課	南部地域コミュニティバス運行事業	第一交通株式会社 代表取締役 芝辻 徹	単価契約	2025年7月28日	令和8年4月1日	令和11年3月31日	第8号	入れを実施したが、一社のみの応募だったため。
2	都市整備部	交通政策課	大東市東部地域乗合タクシー運行事業	株式会社 オービーシー 代表取締役 中原 謙一	単価契約	2025年7月28日	令和8年4月1日	令和11年3月31日	第8号	入れを実施したが、一社のみの応募だったため。
3	都市整備部	駅周辺整備課	四条畷駅前東線電線共同溝整備 2期工事委託	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 西日本事業本部 関西事業部	116276600円	令和7年6月11日	令和7年6月11日	令和8年3月31日	第2号	業務(電線共同溝事業)が特定の者(協定の定めにより当該施設 の業務を行うもの)でなければ実施することができないものである ため
4	都市整備部	水政課	R7五軒堀川排水機場No.1ポンプ減速機整備 工事	株式会社西島製作所 大阪支店	39930000円	令和7年5月15日	令和7年5月16日	令和8年3月31日	第2号	五軒堀排水機場は、(株)西島製作所が整備を行った排水機場で あり、当該事業者以外で部材を交換した場合、トラブルが生じた 場合の責任の所在が不明確になる。性質が競争入札に適しない ため随意契約を行うもの。
5	都市整備部	水政課	R7五軒堀川排水機場No.2ポンプ真空破壊弁 整備工事	株式会社西島製作所 大阪支店	3091000円	令和7年6月24日	令和7年6月25日	令和8年3月31日	第2号	五軒堀排水機場は、(株)西島製作所が整備を行った排水機場で あり、当該事業者以外で部材を交換した場合、トラブルが生じた 場合の責任の所在が不明確になる。性質が競争入札に適しない ため随意契約を行うもの。
6	都市整備部	水政課	御領せせらぎ送水ポンプ 予備機購入	石垣メンテナンス株式会社 大阪支 店	19800000円	令和7年7月16日	令和7年7月16日	令和8年3月31日	第2号	御領せせらぎ送水ポンプは、(株)石垣が製作したポンプであり、 既設部分と密接不可分の関係にある機械である。性質が競争入 札に適しないため随意契約を行うもの。
7	都市整備部	道路課	住道駅前大橋エスカレーター ステップチェーン取替工事	(株)日立ビルシステム 関西支店	8,327,000円	令和7年8月21日	契約日翌日	令和8年3月31日	第2号	当該施設の製造元は株式会社日立ビルシステムであります。当 該エスカレーターの機能を維持し、円滑及び安全に稼働させるた めには当該施設の構造を熟知した製造業者しか機械器具設置工 事を行うことができないため、当該施設の製造元である上記業者 と随意契約を行うものである。
8	都市整備部	道路課	住道駅前大橋エスカレーター ハンドレール取替工事	(株)日立ビルシステム 関西支店	2,310,000円	令和7年8月21日	契約日翌日	令和8年2月28日	第2号	当該施設の製造元は株式会社日立ビルシステムであります。当 該エスカレーターの機能を維持し、円滑及び安全に稼働させるた めには当該施設の構造を熟知した製造業者しか機械器具設置工 事を行うことができないため、当該施設の製造元である上記業者 と随意契約を行うものである。
9	都市整備部	道路課	公共用地境界確定補助業務	公益社団法人大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	13,624,142円	令和7年4月10日	令和7年4月11日	令和8年3月31日	第2号	当該業務を確実に実施するには、専門知識、ノウハウ及び豊富 な業務実績等が不可欠であるため、本市土地境界確定作業の実 績も豊富で、多くの土地家屋調査士を抱えた大規模集団であるこ とから人的代替性が確保できる唯一の公益社団法人大阪公共嘱 託登記土地家屋調査士協会と随意契約を行うものである。
10	都市整備部	道路課	法定外公共物用途廃止に係る 表題登記等業務委託	公益社団法人大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	1,363,730円	令和7年4月10日	令和7年4月11日	令和8年3月31日	第2号	当該業務を確実に実施するには、専門知識、ノウハウ及び豊富 な業務実績等が不可欠であるため、本市土地境界確定作業の実 績も豊富で、多くの土地家屋調査士を抱えた大規模集団であるこ とから人的代替性が確保できる唯一の公益社団法人大阪公共嘱 託登記土地家屋調査士協会と随意契約を行うものである。

■令和7年度上半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
11	都市整備部	道路課	大東市道路台帳更新業務委託	アジア航測株式会社	8,406,900円	令和7年9月11日	令和7年9月12日	令和8年3月31日	第2号	本業務は道路台帳の更新という年次継続的業務であり、他業者が業務を行う場合は、アジア航測株式会社のシステムで使用している既蓄積データについて、他業者がシステムへの載せ替えを行うこととなり、費用面で多大な負担が発生すること、また既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、当該業務を履行できるのはシステム管理元であるアジア航測株式会社しか存在しない。よってアジア航測株式会社と随意契約を行うものである。